

第31回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会社の株式に関する事項

職務執行の対価として交付された株式に関する事項

会社役員に関する事項

社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った
職務の概要

連結注記表

個別注記表

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

株式会社日本M&Aセンターホールディングス

上記事項につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、当社のウェブサイト (<https://www.nihon-ma.co.jp/groups/>) に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

なお、上記事項は、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成する際に行った監査の対象に含まれております。

会社の株式に関する事項

職務執行の対価として交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

会社役員に関する事項

社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役森時彦氏は、これまでの企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般及びファンド関連ビジネスについての助言をいただく役割を期待していましたが、期待どおりの役割を果たしていただきました。

取締役Anna Dingley氏は、これまでに培ってきた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般及びグローバルな視点からのIRのあり方、並びにコーポレートブランディング等についての助言をいただく役割を期待していましたが、期待どおりの役割を果たしていただきました。

取締役竹内美奈子氏は、これまでに培ってきた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般への助言、及び女性活躍や女性管理職の登用についての活動や具体的な助言をいただく役割を期待していましたが、期待どおりの役割を果たしていただきました。

取締役(監査等委員)木下直樹氏は、弁護士としての見地から会社法を中心とした専門的事項に関し継続的に助言をいただく役割を期待していましたが、期待どおりの役割を果たしていただきました。

取締役(監査等委員)山田善則氏は、大手金融機関の取締役及び監査役経験者として培ってきた知識・見地から助言をいただく役割を期待していましたが、期待どおりの役割を果たしていただきました。

連 結 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………10社

子会社はすべて連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の名称……………主要な子会社名は次のとおりであります。

株式会社日本M&Aセンター

株式会社経営プランニング研究所

株式会社企業評価総合研究所

株式会社日本PMIコンサルティング

株式会社バトンス

その他5社

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項……………連結計算書類の作成に当たって、連結子会社の決算日と連結決算日との差が3か月を超える場合においては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

また、連結子会社の決算日と連結決算日との差異が3か月を超えない場合においては、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数……………7社

(2) 持分法を適用した関連会社の名称……………日本プライベートエクイティ株式会社

株式会社矢野経済研究所

株式会社事業承継ナビゲーター

株式会社日本投資ファンド

日本投資ファンド第1号投資事業有限責任組合

株式会社サーチファンド・ジャパン

サーチファンド・ジャパン第1号投資事業有限責任組合

(3) 持分法を適用していない関連会社数……………1社

- (4) 持分法を適用していない関連会社の名称……………株式会社みらい会計コンサルティング
 (持分法を適用しない理由)
 持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
- (5) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項
 持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。但し、1998年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。(主な耐用年数 建物7年～39年、その他2年～15年)

無形固定資産

ソフトウェア……………社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を(自社利用)採用しております。

長期前払費用……………定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による繰入額を計上しております。

- 賞与引当金……………従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき、計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、7年間で均等償却しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び、企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。各サービスにおける収益の認識時点については、譲渡企業関連報酬のうち、企業評価料は、企業評価参考資料の作成・顧客への提供時、案件化料は、概要書の作成・顧客への提供時に収益を認識しております。また、譲受企業関連報酬のうち、情報提供料は、顧客への情報提供時、業務中間報酬は、譲渡企業と譲受企業の基本合意書等の締結時に収益を認識しております。成功報酬については、譲渡企業・譲受企業共に、株式譲渡契約等の最終契約の締結後、当該M&A取引の実現が確実であると客観的に判断した時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新

たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

ただし、上述した収益の認識時点は、収益認識会計基準の適用以前より計上していた収益の認識時点と相違がないため、結果として、当連結会計年度の売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益について、金額的影響はございません。また、利益剰余金の当期首残高についても、金額的影響はございません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(誤謬の訂正に関する注記)

当社及び連結子会社である株式会社日本M&Aセンターにおいて、過去の社内報告に一部不適切な報告があることが判明したため、外部の弁護士・公認会計士を含む調査委員会による社内調査を実施し、当該調査結果に基づいて誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。

この結果、当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金が736百万円減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

643,284千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 連結会計年度末日における発行済株式の総数 普通株式 336,556,800株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,478,989	15円00銭	2021年 3月31日	2021年 6月25日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	2,974,966	9円00銭	2021年 9月30日	2021年 12月6日

(注)2021年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。
2021年3月期の配当金は、当該株式分割前の金額であります。
これを仮に当該株式分割後に換算しますと、2021年3月期期末の1株当たり配当金は7円50銭となります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会(予定)	普通株式	利益 剰余金	2,974,966	9円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月24日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 4,961,200株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

売掛金及び買掛金は、通常の活動に伴い生じたものであり、そのほとんどが1ヶ月以内に決済されるものであります。

有価証券は安全性の高い金融資産で運用し、投資有価証券は、株式及び債券であり、定期的に時価を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合等への出資金は、次表に含めておりません（(注1)を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払法人税等はすべて短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	3,358,833	3,334,587	△24,246
資産計	3,358,833	3,334,587	△24,246

(注1)市場価格のない株式等及び組合等への出資金

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	901,657
組合等への出資金	2,189,346

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
現金及び預金	47,303,408	—	—	—
売掛金	1,460,003	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債等)	—	2,000,000	—	—
合計	48,763,411	2,000,000	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,234,000	—	—	1,234,000
資産計	1,234,000	—	—	1,234,000

(注)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。)第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は100,387千円となります。

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	2,000,200	—	2,000,200
資産計	—	2,000,200	—	2,000,200

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
提携仲介契約締結時報酬	3,498,900
業務中間報酬	3,160,768
成功報酬	31,016,594
その他M&Aコンサルティング 報酬	1,131,653
その他	1,593,656
合計	40,401,573

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下のとおりであります。

M&A仲介事業の各サービスの主な収益は、譲渡企業関連報酬として企業評価料、案件化料、譲受企業関連報酬として情報提供料、業務中間報酬、譲渡・譲受企業双方に関連する報酬として成功報酬があります。

譲渡企業関連報酬のうち、企業評価料は、企業評価参考資料の作成・顧客への提供時、案件化料は、概要書の作成・顧客への提供時に収益を認識しております。また、譲受企業関連報酬のうち、情報提供料は、顧客への情報提供時、業務中間報酬は、譲渡企業と譲受企業の基本合意書等の締結時に収益を認識しております。成功報酬については、譲渡企業・譲受企業共に、株式譲渡契約等の最終契約の締結後、当該M&A取引の実現が確実であると客観的に判断した時に収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産と顧客との契約から生じた債権のそれぞれについて、他の資産と区分しております。顧客との契約から生じた債権については適切な科目として売掛金で貸借対照表に表示しております。また、契約負債もその他の負債と区分して、適切な科目として契約負債で貸借対照表に表示しております。したがって、契約資産及び契約負債の残高等の記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	153円51銭
2. 1株当たり当期純利益	34円60銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(企業結合等に関する注記)

(共通支配下の取引等)

当社は、2021年6月24日開催の定時株主総会において承認された吸収分割契約に基づき、2021年10月1日付で持株会社体制へ移行し、M&A仲介事業に関して有する権利義務を当社100%出資の子会社「株式会社日本M&Aセンター分割準備会社」に承継いたしました。また同日付で、当社は商号を「株式会社日本M&Aセンターホールディングス」に、株式会社日本M&Aセンター分割準備会社は「株式会社日本M&Aセンター」に、それぞれ変更いたしました。

1. 取引の概要

(1)対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称及び内容 M&A仲介事業

(2)企業結合日

2021年10月1日

(3)企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の完全子会社である株式会社日本M&Aセンターを承継会社とする吸収分割

(4)結合後企業の名称

分割会社：株式会社日本M&Aセンターホールディングス（2021年10月1日付で株式会社日本M&Aセンターから商号変更）

承継会社：株式会社日本M&Aセンター（2021年10月1日付で株式会社日本M&Aセンター分割準備会社から商号変更）

(5)その他取引の概要に関する事項

当社グループはこれまで“世界No.1のM&A総合企業”を目指し、M&A仲介事業を中心として企業評価・財産承継・PMI・オンライン事業承継マッチングサービス・経営者向けメディア・PEファンドなど、それぞれの領域に特化した子会社や関連会社を設立し、グループ企業としての事業領域を拡大し続けてまいりました。このような背景の下、当社は創業30周年の節目に当たり、当社グループの今後のさらなる成長と発展に向け、以下の目的をもって純粋持株会社体制に移行することといたしました。

I. グループ各社のさらなる発展

グループ各社の権限を明確にし、その意思決定を迅速にする一方、グループ会社の業績責任を明確にすることで、グループ各社がその権限と責任に基づきさらなる成長と発展をすることを目指します。

Ⅱ. グループ各社における優秀な経営者人材の育成

グループ各社に権限を委譲することにより、グループ各社において、その経営を通し優秀な経営者人材を育成し、これにより、グループ全体の人材価値向上を目指します。

Ⅲ. 当社グループの企業価値の最大化

グループ全体の統一的な戦略策定、経営資源の横断的・効率的な活用と最適配分を行い、グループシナジーを発揮することにより、当社グループの企業価値の最大化を目指します。

Ⅳ. 当社グループの国内外でのさらなる発展

M&Aによるグループの拡大、新規分野への進出等により、当社グループについて、国内外でのさらなる発展を目指します。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。
- (2) 満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法によっております。
- (3) その他有価証券
 - ①市場価格のない株式等以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
 - ②市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法によっております。
なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- (4) その他関係会社有価証券……………移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定率法によっております。但し、1998年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。(主な耐用年数 建物7年～39年、車両運搬具6年、工具、器具及び備品2年～15年)
- (2) 無形固定資産
 - ソフトウェア……………社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (自社利用)
- (3) 長期前払費用……………定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による繰入額を計上しております。

- 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。
- 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当期末における支給見込額に基づき、計上しております。

4. のれんの償却方法及び償却期間
のれんは、7年間で均等償却しております。

5. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の収益は子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた経営にかかわる管理・指導を行うことが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識することとしております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識することとしております。

なお、当期においては、期中に吸収分割契約に基づき、持株会社体制へ移行しておりますため、事業による売上高も計上しておりますが、企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び、企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）については、連結注記表「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。各サービスにおける収益の認識時点については、譲渡企業関連報酬のうち、企業評価料は、企業評価参考資料の作成・顧客への提供時、案件化料は、概要書の作成・顧客への提供時に収益を認識しております。また、譲受企業関連報酬のうち、情報提供料は、顧客への情報提供時、業務中間報酬は、譲渡企業と譲受企業の基本合意書等の締結時に収益を認識しております。成功報酬については、譲渡企業・譲受企業共に、株式譲渡契約等の最終契約の締結後、当該M&A取引の実現が確実であると客観的に判断した時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

ただし、上述した収益の認識時点は、収益認識会計基準の適用以前より計上していた収益の認識時点と相違がないため、結果として、当事業年度の売上高及び営業収益、売上原価、販売費及び一般管理費並びに営業費用、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益について、金額的影響はございません。また、利益剰余金の当期首残高についても、金額的影響はございません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	516,032千円
--------	-----------

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、直近の財務数値等を用いて算出した実質価額が取得価額に比して著しく下落した場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を行うこととしております。関係会社株式の評価は、減損処理は不要と判断しておりますが、将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により関係会社の経営環境が変化した場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(誤謬の訂正に関する注記)

当社において、過去の社内報告に一部不適切な報告があることが判明したため、外部の弁護士・公認会計士を含む調査委員会による社内調査を実施し、当該調査結果に基づいて誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。

この結果、当事業年度の株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金が736百万円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する短期金銭債権	166,283 千円
関係会社に対する短期金銭債務	121,395 千円
2. 取締役に対する長期金銭債務（役員退職慰労の長期未払金）	362,015千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	2,066千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

 営業取引

 売上高及び営業収益

	396,116 千円
--	------------

売 上 原 価	428,899 千円
---------	------------

販売費及び一般管理費並びに営業費用	223,606 千円
-------------------	------------

営業取引以外の取引の取引高	326,901 千円
---------------	------------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

 普通株式 6,005,019株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	35,425千円
長期末払金	110,776千円
関係会社株式	87,069千円
その他	24,771千円
繰延税金資産合計	258,043千円

(繰延税金負債)

繰延税金負債合計	-千円
繰延税金資産の純額	-千円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	100円13銭
2. 1株当たり当期純利益	24円58銭

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	株式会社日本 M&Aセンター	直接 100%	役員の 兼任	経営指導料	338,729	未収入金	144,576
				出向負担金	32,224	未払金	5,370
子会社	株式会社 企業評価 総合研究所	直接 100%	役員の 兼任	企業評価に 関する業務	382,578	買掛金	-

- (注) 1. 経営指導料及び出向負担金は、役務提供に対する費用等を総合的に勘案し決定しております。
2. 企業評価料について、価格その他の取引条件は市場実勢を勘案し決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の「5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(企業結合等に関する注記)

連結注記表と同一内容であるため、注記を省略しております。